

トピックス
1. ホワイト企業への道 (5)
2. 神無月 なでしこの花



福留経営労務管理事務所
 姫路龍馬会
 社会保険労務士・行政書士
 福留章

<h1>龍馬通信</h1>	No. 10
	2018年10月号

神無月 なでしこの花～健気な日本人女性の象徴～

十月の和名は「神無月」。日本中の神様が縁結びの相談をするために出雲に集結するらしい。出雲地方では逆にこの月を「神在月」と言っている。神様が留守になった地方では傍にいないのだから自力で縁結びに努めなければならない。

今年の秋の訪れは例年より早いようで、草むらの虫たちが忙しそうに鳴いています。暑い暑い夏を過ぎて今度は秋雨前線が長く停滞して、秋の長雨が続きました。毎朝ウォーキングで利用している公園の円形の花壇に撫子の花が植えられている。『撫子。庭に植える多年草。薄桃色の花を開き、花卉の先は細かく分かれている。』と辞書にはある。花の色は品種改良で多様化しているが、特徴のある花の形でこの花を見つけやすくしている。小さな花で豪華ではないが華奢な風情の中に、日本人の好む床しさと我慢強さのようなものを感じる。なでしこジャパンはサッカーのワールドシリーズ女子で優勝したことが印象的なシーンとともに記憶されているが、身体的に劣る日本女子チームはまさに「撫子」であった。アメリカとの決勝戦では、その俊敏な動きとねばり強さでアメリカを圧倒した。撫子は日本の女性の「健気さ」を象徴する秋の花である。



随筆 『龍馬と私』～酒と鰹と人情と～

「たっすいがは、いかん」高知だけのキリンビールのキャッチコピー。「たっすい」とは土佐弁で軟弱さを表し、弱々しいといった意味で使われる。つまりキリンビールのクラシックな苦みをよしとし、アサヒビールのような飲み易いビールは男が飲むものではないといった意味になる。土佐人の一徹さは筋金入りで、地方紙を読み、全国紙を嫌う。酒も灘の生一本より地酒を好む。南国高知は本来気候的に酒造りには適さない。にもかかわらず「土佐鶴」「酔鯨」「花の友」「司牡丹」「菊水」など銘酒と呼ばれる歴史ある酒が数多くある。「本物の鰹のタタキを食べる会」なるものを勝手に立ち上げて、昨年は八名、今年は十名の同業の有志とグループ旅行をした。その他のグループもあり、私自身は年に3～4回高知の鰹を食べるために帰高している。今年もひろめ市場と中土佐町久礼の黒潮工房で本物の鰹のタタキに舌鼓を打った。中でも黒潮工房では、体験コーナーの中級を申し出て一本の鰹をさばくところから薫焼きまでを自分たちでやった。一節を長野県産にこだわった薫で丁寧に焼き上げ、そのまま切って大皿にのせたものを食べるのであるから、これがまずい訳がない。あっという間に一本をたいらげ、追加を頼んだ程である。身にぬくもりと、皮の焼き目には薫の香りが香ばしく濃厚に残っていて、筆者はこの部分、よだれを流しながら書いている。とにかくうまい。龍馬にも食べさせてやりたいくらいだ。土佐人の気質も時代とともに変わってきているが、底抜けの明るさや、優しさはあまり変わらない。特に「県外」の人に対する優しさは格別で夜の



街では「県外から来た」と言った方が良くらい。薩摩の西郷どんと同じように土佐人は龍馬の事が好きでたまらない。龍馬の人たらしは今も土佐人の中に生きている。昔、神戸から高知へ転校（小学生）した時に一番驚いた事は、お店で物を買った時、店側の人だけでなくお客の方も必ず「ありがとう」という習慣が根付いていた。今では珍しくないかも知れないけれど土佐人の人情の厚さの真骨頂である。これからも土佐の龍馬と酒と人情との付き合いを大切に、しげしげと高知旅行を続けたいと思う。

ホワイト企業への道（5）～ストレス解消法～

「うつ」とストレスの関連性については多くの指摘があります。現代はまさにストレス社会です。スマホ全盛で情報の氾濫がみられます。人は洪水のような情報の波に翻弄され、アップアップの状態です。ITとAIは従来の思考や人間性を容赦なく打破し、人はその大きな流れに圧倒され立ち往生しているのが現状だと思います。そんなストレス社会の中で、私たちは仕事や家庭やその他諸々のストレスをかかえ込んでおり、うっかりするとそのストレスに押しつぶされて「うつ」状態になってしまいます。本来ストレスは「人生の香辛料」と言われ、人が生きていくためには、なくてはならないものです。ただその人にとっての許容範囲を超えてストレスをためてしまうと病の元になるわけです。工夫をしてストレス解消法を持ちましょう。何でもいいのです。読書、釣り、酒、カラオケ、旅行…何でもいから自分なりの解消方法を見つけ出すことです。迫りくるストレスと上手に付き合ってストレス過剰にならないよう気をつけましょう。



働き方改革と社労士の役割

中小企業の経営者にとって、我が国が直面する少子高齢化による人材不足は大きな経営課題となりつつあります。6月29日、通常国会で可決成立した政府の「働き方改革関連法案」はその課題への取り組みと言えます。①働き方改革の総合的かつ継続的な推進 ②長時間労働の是正 ③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保がその三本柱です。①については、働き方改革に係る基本的な考え方を明らかにするとともに、国が「基本方針」を策定。②については、（1）労働時間に関する制度の見直し （2）長時間労働者の健康確保 （3）勤務間インターバル制度の普及促進等 となっています。③については、（1）不合理な待遇差を解消するための規定の整備 （2）労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 （3）履行確保設置・行政ADR（裁判外紛争解決手続き）の整備などがその内容となります。労務管理を専門とする社会保険労務士として、この改革にどう対応していくかは、ここ一、二年の大きな課題となります。



「人を大切にする企業」その先にある「人を大切にする社会」の実現に向けた取り組みにどう貢献していくかがそのキーワードであると考えます。IT・AIの急速な進歩、ストレス社会、ハラスメントの横行、ブラック企業の存在。人と企業の間にある諸々の問題の解決に寄り添い、労使協調の明るく活力のある職場環境作りになんかかわっていくか。法改正の施行はまだ少し先になりますが、今からその準備をする必要があると考えます。（以下次号）

おしらせ



★10月1日から最低賃金が27円あがって、871円になります

★社会保険の扶養家族の認定が厳格化され、添付書類が必要となります